

やまがた子ども文化クラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは、やまがた子ども文化クラブ(以下「本クラブ」という。)という。

(目的)

第2条 本クラブは、子どもたちがさまざまな体験をし、伝統文化を学ぶことにより、地域社会とのつながりを深め、豊かな心と思いやりの心を育むことを目的とする。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)各種文化教室の開催
- (2)各種研修会の開催
- (3)「やまがたっこ」の発行
- (4)その他本クラブの目的達成のために必要な事業(事務所)

第4条 本クラブは、事務所を高富中央公民館内に置く。

第2章 会員

(入会・脱退)

第5条 本クラブに入会する者は、高校・中学・小学生とし、本クラブの定める諸規定を遵守する者であること。また、入会・脱退する者は、書面をもって理事長に届け出るものとする。

(会費)

第6条 会費は、年会費(保険料を含む。)をいう。

(会員)

第7条 会員は、年会費 1,500 円を納入するものとする。

(会費の不返還)

第8条 一旦納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(会費の滞納)

第9条 会員が会費の納入を怠ったときは、その会員を退会させることができる。

第3章 役員 省略

第4章 指導者

(指導者)

第16条 本クラブに指導者を置く。

2 指導者は、本クラブの趣旨を体し、文化活動指導並びに青少年の健全育成に対する熱意を有する者で、理事会で認めた者とする。

3 指導者が万一、本クラブの趣旨に违背する行為があった場合は、理事会の議決をもって除名することができる。

第5章 会議 省略

第6章 会計 省略

第7章 事故の責任

(保険の加入)

第22条 会員並びに理事・指導者は、安全保険に加入しなければならない。

(事故の責任)

第23条 会員は、本クラブの活動に際しては、本クラブの諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い自己の責任において行動するものとする。これに违背して盗難、傷害等の事故が起きても本クラブ及び指導者に対し一切の損害賠償を請求しないものとする。

2 本クラブは、その活動中の傷害をはじめ一切の事故については、安全保険の対象範囲内で対応するものとする。

第8章 細則 省略